

令和2年3月24日判決言渡

平成29年(ワ)第24号 石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求  
事件

原告 石丸勇ほか

5 被告 長崎県ほか

## 判 決 要 旨

### 主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 10 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 事案の概要

本件は、原告らが、被告らが進めている「二級河川川棚川水系石木ダム建設  
工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事」(以下「本件事業」  
15 という。)等により、憲法上の権利又は人格権の一種として認められている原告  
らの生命・身体の安全、人間の尊厳を維持して生きる権利、良好な環境の中で  
生活を営む又はそのような環境を享受する権利、税金を有効かつ適切に利用さ  
れる権利等が違法に侵害されると主張して、被告らに対し、これらの権利に基  
づく妨害排除又は妨害予防請求として、本件工事の続行の禁止を求めた事案で  
20 ある。

#### 第2 争点

- 1 原告らの主張する各権利利益が差止請求の根拠足り得るか及び本件事業によ  
りそれらが侵害されているか又は侵害されるおそれがあるか
- 2 本件事業による原告らの権利に対する侵害行為が違法性を有するか

#### 25 第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (原告らの主張する各権利利益が差止請求の根拠足り得るか及び本件事業によりそれらが侵害されているか又は侵害されるおそれがあるか)

(1) 生命・身体の安全及び生命・身体の不安に怯えず平穏に生きる権利

5 本件事業を進めることにより、原告居住者、原告地権者及び原告川棚町民が洪水被害に遭い、その生命、身体の安全が侵害されるおそれがあることを認めるに足りる証拠はない。また、治水対策が取られないことによって生命・身体の安全が侵害されるとは認められない。

(2) こうばるの豊かな自然とその恵みを享受しながら生活を営む権利

10 自然や文化、コミュニティーの内容は地域ごとに異なるものであるし、享受する内容及びその価値についてもそれを享受する者の主観的な評価による部分が大きく、保護すべき内容、場所的又は空間的な範囲、保護の方法・態様、権利の主体等が具体的定まっているとはいえない。したがって、差止めを求めうる私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められない。

15 (3) 人が人として生きる権利 (総体としての人間そのもの) 及び人間の尊厳を維持して生きる権利

20 人が人として生きること (総体としての人間そのもの) 又は人間の尊厳という概念は、それ自体が抽象的で内容や範囲も不明確である上、個々人にとってそれらが何を指すのか、そして、それをどのように評価し、何をもって侵害されたとなすのかは千差万別であるから、権利の範囲、裁判の効力の及ぶ範囲がいずれも不明確であるといわざるをえず、民事上の差止請求を基礎づけるだけの具体的な法的権利とはいえない。

(4) 税金を有効かつ適切に利用される権利

25 現行法上、個人 (住民) が地方公共団体の財政上の行為を争う方法は、住民訴訟を除いて認められていない。原告らの主張する権利を認めた場合、地

方公共団体のあらゆる財政上の行為について、個人が訴訟を提起してその適否を争うことが認められることになるが、現行法がそのような制度あるいは結果を是認していないことは明らかである。

したがって、原告らは、税金を有効かつ適切に利用される権利への侵害を  
5 根拠として差止めを求めることはできない。

## 2 結論

以上によると、本件事業等によって、その生命、身体の安全が侵害されるおそれがあるとは認められず、その他の権利は、差止請求の根拠となりえないから、その余の争点について判断するまでもなく、本件差止請求は認められない。

10 長崎地方裁判所佐世保支部

裁判長裁判官 平 井 健 一 郎

15 裁 判 官 小 林 麻 子

裁 判 官 高 橋 静 子